

許可番号 10620038396

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府高槻市前島五丁目495番の6

氏名 株式会社多岐産業

代表取締役 明村 達頼

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

高槻市長 濱田 剛史



許可の年月日 令和 4年 3月 2日

許可の有効年月日 令和 8年 9月16日

1. 事業の範囲

事業の区分 : 中間処理

処分の方法 : 破碎

取り扱う産業廃棄物の種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 廃プラスチック類 | 4 繊維くず |
| 2 紙くず | 5 ゴムくず |
| 3 木くず | 6 ガラスくず (ただし、石膏ボードに限る。) |
- 以上 6種類

処分の方法 : 選別

取り扱う産業廃棄物の種類

(石綿含有産業廃棄物を除く。水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

- | | | | |
|-------|--------|---------|--------|
| 1 木くず | 2 金属くず | 3 ガラスくず | 4 がれき類 |
|-------|--------|---------|--------|
- 以上 4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のおり

以下余白

3. 許可の条件

なし

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 3月 2日 更新許可

令和 5年 4月21日 書換

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 無

以下余白